

人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家が発言

2024/03/05

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。宗教・信念に基づく憎悪の表現は深刻な問題であり、これに対して政府は緻細に総合的な方法で対応しなければならない。オンライン・オフラインでの脅迫、嫌がらせ、陰謀論、俗説、冒涇や背教の告発は、個人やコミュニティに精神的・生理的に大きな影響をもたらす。各国政府に対し、ヘイトスピーチをなくすために全ての法令・政策を見直し、政府・非政府を問わず、憎悪の擁護に関与した者の不処罰をなくすために苦情申立てメカニズムを設けるよう求める。世界的にこうした憎悪が急増している今、各国政府間の対話・協働への新たな取り組みが必要である。ますます多文化的で相互関連する社会で、各国政府は多様性を促進し、宗教・信念の自由、表現の自由を含む人権を維持するための政策や計画を採用すべきである。